

福祉文教委員会会議録

開閉日時 令和2年6月24日（水） 午前10時00分～午前10時53分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

2番 神谷 直子、 3番 杉浦 康憲、 5番 岡田 公作、
8番 黒川 美克、 9番 柳沢 英希、 11番 北川 広人、
14番 小嶋 克文、 15番 内藤とし子、
オブザーバー
議長（10番） 杉浦 辰夫

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 荒川 義孝、 4番 神谷 利盛、 6番 柴田 耕一、
7番 長谷川広昌、 12番 鈴木 勝彦、 13番 今原ゆかり、
16番 倉田 利奈

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、総合政策GL、秘書人事GL、ICT推進GL、
福祉部長、地域福祉GL、介護障がいGL、
福祉まるごと相談GL、健康推進GL、
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、
学校経営GL、学校経営G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第39号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第40号 高浜市体育センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- (3) 議案第41号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第42号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
- (5) 議案第43号 高浜市児童センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (6) 議案第44号 高浜市スポーツ施設の指定管理者の指定の変更について
- (7) 議案第45号 事業契約の変更について
- (8) 議案第46号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第4回）
- (9) 議案第48号 令和2年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）
- (10) 議案第50号 調停の成立について
- (11) 議案第51号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第5回）

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る6月19日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案11件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより、議案付託表の順序により、会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の神谷直子委員を指名いたします。

それでは、当局の方から説明を加えることがあればお願いいたします。

説（企画部） 特別ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入りますが、円滑な委員会運営のため、皆さん全員出席をされたと思いますが、総括質疑との重複をできるだけ避けていただきますようお願いいたします。

《議 題》

- (1) 議案第39号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第39号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第40号 高浜市体育センターの設置及び管理に関する条例の
廃止について

委員長 質疑を行います。

問(8) それでは、三点ほど質問させていただきます。

まず一点目は、体育センター廃止における市民への周知について伺います。

総括質疑において、定期利用者には案内を送っている。また、並行して、窓口においてもお知らせをしているということでした。

また、広報2月1日号においても、地域交流施設2期オープンが令和3年1月に開始ということが載っているという答弁でしたが、広報には、大山会館の閉館については掲載されていましたが、体育センターの閉館については掲載されていませんでした。

よって、定期利用者及び体育センター窓口の案内文を見た市民しか、体育センターの閉館について知らないと思いますが、周知については、どのようにされたのかお答えください。

それから二点目、現在体育センターの利用者は、今後も引き続き活動できるかどうかのシミュレーションを行っているのと、総括質疑で答弁があったと思いますが、まだ定期利用者に個別にお知らせをしたということですが、そういった団体は幾つあったのか。

また、その団体の中で、今までどおり利用できる団体は幾つか。時間の変更を余儀なくされるのは幾つの団体か。高小のメインアリーナ及びサブアリーナ以外の場所移動が必要な団体は幾つあるのか。メインアリーナ、サブアリーナ以外の場所及び日時も変更しなければいけない団体は幾つあるのか、教えてください。

三点目、メインアリーナで大きい催し物を行った場合や、メインアリーナだけでなく、サブアリーナ、たかびあ、グラウンドでのスポーツ活動など、さまざまな活動が重なり、駐車場が敷地内だけで足りなくなるこ

とが予測されると。

そういった場合は、市役所の駐車場の利用も考えているとのことでしたが、以前、雨が降った場合のことなんかも、運動場利用は駐車場として考えていないとかいう、そういうお話でしたけれども、私は晴れた日にはですね、グラウンドの使用も認めるべきではないかと思えますけれどもいかがでしょうか。お答えください。

以上、三点。

答（文化スポーツ） まず体育センター廃止についての市民周知ということでございますけれども、説明会ができなかったという部分がございますので、今後御可決いただけましたら、広報で周知、たかぴあの2期オープンが決まっていくということと、体育センターの閉場時期についても、周知をしてまいりたいというふうに考えております。

それから二点目の、体育センターからメインアリーナ、サブアリーナに移転するに当たって、どのぐらいの人たちが従来どおり使えるか、また、変更が余儀なくされるのが、どのぐらいの団体であるかということで、これは、年度によって、大会の有無ですとか、利用状況とかございますので、一概に今、何団体ということが、数字として明確に言えるということではないんですが、おおむねのところ、3%から5%程度の利用が、時間帯の変更が必要になるのではないかと見込んでおります。

答（学校経営） 駐車場の話でございますが、現在、高浜小学校グラウンド使用に関する協議を行っている最中でございます。晴れた日は使って、雨の日はだめというようなことございましたが、やはり、天気っていうのはわからない状況でございますので、急に、そこが使えないと言ったら、運用上差し支えが生じるということがあります。

基本的には、駐車場としては使用していかないというふうな方向で検討している最中でございますので、これからさまざまところから、意見いただきながらですね、本当に必要であれば、何らかの手段を考える必要も出てくるかもわかりませんが、現時点では、使っていないという方向でございます。

問（8） 今お答えいただきましたけれども、ぜひですね、市民の方か

ら苦情のないように、しっかりPRをしていただきたいと思います。

それから学校の駐車場のことですけれども、その辺のところですね、実際に今、グラウンドは供用開始されてますので、今からやるのはなかなか難しいと思いますけれども、翼小学校ですね、あそこのところは遊水池になってまして。雨のときでも利用できるような、そういった構造になってますけれども、できるだけですね、市民の方の利便を図って、そういったことも今後、十分対応できるようなそういった改造もまた考えていただく必要があるかと思っておりますのでよろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

問（２） 一点、確認させていただきたいんですけど、体育センターが移ったときに、高浜小学校が、例えば運動会だとか、授業参観だとか、学芸会だとかあってあるときには、多分その、駐車場は今まで使えなかったけど、駐車場が使えるようになるということで、そういった周知とかは上手にされていくのか。

ちょっと、40号の体育センター設置のことに関しては関係ないかも。

ちょっと駐車場のことで関連して、ちょっと聞いてもよろしいですか。
委員長 神谷委員、議案の範囲外ですので。また、担当グループに聞いてください。

ほかに。

問（15） 今、話が出ました体育センターを廃止するということですが、サブアリーナは、体育センターの7割から8割ぐらいしか広さがないというふうにお聞きしてますが、これで本当に、他の公共施設も今までなくしてきてますので、本当に皆さんがしっかり、スポーツにしろ生涯学習にしろやっていけるのかどうか、その点ちょっとお示してください。

答（文化スポーツ） 今、委員のほうから体育センターからサブアリーナへの機能移転ということで御質問ありましたが、サブアリーナだけではなくて、当然メインアリーナのところもスポーツの機能として使ってもらいますので、そういった両方の部屋を使いながら効果を高めてまいりたいというふうに考えております。

問（15） ぜひ、本当にしっかり、スポーツだけではありませんから、

どちらの面でも十分、みなさんが利用してやっていけるようにしていただきたいと思います。

それと、体育センターは、市民皆さんの財産ですから、市民皆さんへ周知することはもちろんですが、説明会が開催される折には、市民皆さんへ説明会の案内を、アナウンスすべきだと思いますが、それはどのようにされる予定でしょうか。

答（文化スポーツ） 市民全体への周知という点では広報、ホームページで周知をしてまいりたいと思います。

説明会をどうするかという点につきましては、総括質疑のところでもお答えしましたが、今、やるのかやらないのか。やるとしてもどういふふうな工夫してやるのかといったところを検討しているところでございますのでよろしくお願いします。

基本的な考え方としましては、従来からもお答えしておりますが、一番、定期利用者の方が、影響が大きいだろうということで、そういった方には、もし開催するのであれば案内を送ってまいりたい。

ただし、そういう定期利用者の方だけしか説明会に出れないということではなくて、従来でも、参加したいといった方については、開いているという状況でございますので、御理解いただければと思います。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第40号の質疑を打ち切ります。

（3）議案第41号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（2） 先ほど、40号で聞いてしまいましたが、41号で改めて、もう1回聞き直します。

これ、学校行事が何かあるときに、たかぴあのサブアリーナとか、行事がありますよっていう告知などは、その申し込みのときにきちんとされて、駐車場とかもきちんと使えるようなのか、ちょっと確認だけさせてください。

答（学校経営） もちろん学校と、この地域交流施設を管理されてる方は連携しながらやってきますので、大きな行事があるときは、やはりそのことを事前に予約の段階です、お知らせして、駐車場につきましても、やはりぶつかると使えないことがありますので、大人数がぶつからないようには配慮していきたいというふうに考えております。

委員長 ほかに。

問（15） サブアリーナについてですが、空調設備などの設定がないようなんですが、サブアリーナは空調設備がないということでしょうか。お願いします。

答（文化スポーツ） サブアリーナには空調はございません。

問（15） 空調がないということになると、この南べたに学校の校舎もあるわけで、風の通りがどのようになるかわかりませんが、かなり空調がないということは厳しいんじゃないかと思うんですが、その点はどのように考えてみえるんでしょうか。

答（文化スポーツ） これは、そもそも高浜小学校等整備事業の提案を募集するときにさかのぼりますけれども、要求水準等の中でも、サブアリーナへの空調の設定というところは、定めておりませんので、そのとおり進めているということでございます。

問（15） たかはまスポーツクラブの事務管理室の利用料について伺います。

利用時間が9時から午後5時ということですが、この時間以外に使うことはないということでしょうか。

また、この時間以外に利用した場合はどのようになるのか、お示してください。

答（文化スポーツ） 目的外使用料のほうは、1カ月単位の料金設定とさせていただきます。その積算の考え方はどうかということを経

括質疑の中で御質問いただきました。業務を行う、事務を行う時間帯ということで、積算をさせていただいたということでございます。

委員長 ほかに。

問（15） 今の、この時間以外に使うことは一切ないということで、受けとめていいのかどうか。その点ちょっと、お答えなかったような。

答（文化スポーツ） 一切使うことがないかどうかというところにつきましては、業務の内容によりますので一概には言えませんが、使用料については、あくまでも1カ月単位であること。それから、日によっては、当然仕事をしない日とかもありますので、1日1日を細かく積算することではなく、大きな考え方として、仕事をする時間として、算定をさせていただいたということで御理解いただければと思います。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第41号の質疑を打ち切ります。

（4）議案第42号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（15） メインアリーナについてお聞きします。

大きな催し物を行う場合、移動観覧席の使用だとか、パイプ椅子の設置など必要になると思うんですが、中央公民館のホールでは、こうした準備は必要なかったわけですが、高小の体育館を利用する場合は、設置は必要になりますから、設置は利用者になるのかどうか。

また、設置時間も利用料が発生するのかどうかお示してください。

答（文化スポーツ） メインアリーナの椅子の利用に関してということでございますけれども、基本的に、こういった施設もそうですが、準備から片づけまでが、利用時間ということになります。

パイプ椅子を並べるということであれば、利用者の方に設置をしてい

たきます。

移動観覧席については、機器の操作がございますので、施設の受託者のスタッフのほうが、利用者の方と打ち合わせをしながら設置をさせていただきます。

委員長 ほかに。

問（15） メインアリーナの申し込みが重なった場合に、高浜市総合サービスの職員が調整するというお話でしたが、調整を行うには、公平かつ公正な基準が必要であると思います。

その基準は、高浜市総合サービスに委ねるのではなくて、市が策定すべきであると思いますが、調整する基準は、どのように明文化されているのか、お示してください。

答（文化スポーツ） 総合サービスではなくて、施設の受託は、たかほまスポーツクラブが、現在行っているわけでございますけれども、どういった利用内容が出てくるかというのが、一概に言えないというところでございますが、考え方としましては、大きな催し、影響の大きい催しというものがあれば、そういったものはなるべく優先をさせていく。

一方、例えばスポーツ利用のように毎週利用があるですとか、そういったものであれば、御遠慮いただく。そのような形で調整をしてまいりたいというふうに考えております。

委員長 ほかに。

問（15） 公共施設の複合化における各小学校区の説明会において、市長は、地域交流施設に災害時に使用できるシャワー室を設置するといった発言があったと記憶していますが、シャワー室の利用料金の設定がありません。なぜですか。

答（文化スポーツ） 災害時にシャワー室を使うということは、また別の問題になるかと思いますが、コインシャワーということで、1回100円という設定を、今回させていただいておりますのでよろしくお願ひします。

問（15） それはどのあたりに、設置されているのでしょうか。

答（文化スポーツ） コインシャワーの使用料設定が、どこに記載され

ているかということでもちょっとお答えさせていただきますと、議案の参考資料の15ページのところに、別表第4関係 備品使用料の額という中の一番下に、コインシャワーは1回100円ということで記載をさせていただいております。

問（15） 置かれている場所のことをお聞きしてるんですが。

答（文化スポーツ） メインアリーナの中に男女1基ずつ。それからサブアリーナの中に1基ずつということでございます。

委員長 ほかに。

問（9） 先ほどのシャワーの件で、今回、1回100円というふうに改めるとありますけども、1回というのがどのぐらいの時間使えるのかというのと、自動車の洗車機みたいにちょっととめて、体を洗う時間があったりだとか、そういったものがあるのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

答（文化スポーツ） コインシャワーの時間でございますが、1回5分ということで考えております。

一時停止というような機能のほうも備えております。

一旦とめて、まだ時間内であれば、再開することができるということで考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第42号の質疑を打ち切ります。

（5）議案第43号 高浜市児童センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（2） これ、高浜市児童センターが、高浜小学校敷地内に設置されて、中央児童センターの機能がそこに移転するということですが、それ

にもたらされる効果と、これ以前から、ほかの、あかおにどんなどとの交流をできるようになるとおっしゃって、答弁でありましたけど、その効果と、もうそういった方たちとの交流企画などが考えられているのかどうかということをお聞かせください。

答（こども育成） まず、高浜小学校の敷地内に児童センターが移転するということに対する効果というところでございますけれども、まず今回、高浜小学校敷地内にできるということで、まず児童クラブの利用児童につきましては、これまで、放課後歩いて、中央児童クラブまで移動していたものが、それが同敷地内の移動で済むことになります。

また、児童クラブ員につきましては、小学校の運動場で実施しております放課後居場所事業を利用しやすくなるということがありますので、児童クラブ員以外の児童との交流も活発するということが見込まれます。

以上のように、児童にとって利用しやすい施設となる効果が見込まれるというところでございます。

また、あかおにどんやくりっくさんとの交流という話がございましたけれども、これは高浜小学校内に複合化したことで、さまざまな団体が、入り込むということになりますので、そういった団体との交流を図りまして、子供たちの社会性だったり、経験値を高めるような機会を創出していきたいと考えております。

委員長 ほかに。

問（２） そうですね、雨の日とか、荷物が重いとか、小さい学年の子たちは、移動がなくなるだけでもすごい負担が軽くなると思います。

また、今までの中央児童センターだと、三階にありましたので、保護者が迎えに行くときの間も、ちょっと階段を上がっていかなきゃいけなかったりするんで、体調が悪かったりするときになんかは、今度はフラットになるからすごい助かるなということ。これは感想ですけど。

あと確認したいの一点。

雨のとき、この児童クラブの子たちは、その傘をささずに移動できるのか。校門から出て、もう一回傘をさして、入口から入らないといけいいのか。どういうふうになっているのか、教えてください。

答（こども育成） 今現状の予定としましては、入口は別なので、一旦出て、校門というか敷地内を通過して、児童クラブのセンターの建物に入るという予定でございます。

問（2） それは傘だったら、雨のときは傘をささないとだめということですか。

答（こども育成） そういうことになるかと思えます。

委員長 ほかに。

問（9） 今の質問、ちょっと御回答聞いてて思ったんですけども、高浜児童センターの対象というか、限定というような、交流というふうになんかちょっと聞こえたんですけども、市内各所に児童センターがあるということを見ると、ほかに対しても、しっかりと公平性の観点を持っていただきたいなと思うんですけど。その交流をするっていう部分でも。

答（こども育成） そうですね。例えば、先ほど少し出ましたくりっくとか、あかおにどんさんのところにつきましては、各児童センター、これまでも、くりっくさんはなかなかあれなんですけど、あかおにどんさんは、年に1回とか、ちょっと回数は少ないですけど、そういった交流というのは、今までしてきた中で、高浜小学校の中に入ることで、そこがすごいやりやすくなるということではありますけれども、そこは今言った話ですと、子供たちの経験値を高めるというところからいきますと、そこを調整、高浜の児童センターが、そこにはありますので、そこを通じて調整はしやすくなりますので、そういった機会をほかの児童センターの子供たちにも、そういった機会が創出できるように配慮していきたいと思っております。

委員長 ほかに。

問（15） そのことに関連してですが、高浜の児童センターが、高浜小学校に移ると、中央児童センターのほうはどのようになるんでしょうか。

答（こども育成） 中央児童センターの三階につきましては、その後の跡地利用につきましては、検討中でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第43号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第44号 高浜市スポーツ施設の指定管理者の指定の変更について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第44号の質疑を打ち切ります。

(7) 議案第45号 事業契約の変更について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第45号の質疑を打ち切ります。

(8) 議案第46号 令和2年度高浜市一般会計補正予算(第4回)

委員長 質疑を行います。

問(8) 一点、お願いいたします。

補正予算書34、35ページ。10款4項1目幼児教育費、幼稚園教育振興事業の詳しい内容及び消耗品費の内容を教えてください。

また、南部幼稚園だけ行うというような話もありましたけれども、あわせてお答えください。

答(こども育成) まず今回のこの予算であります、道徳教育の抜本改

善というのが、もう、そもそも何か、からの説明が要るかと思しますので、説明させていただきます。

これは愛知県教育委員会が、各愛知県内の小学校、中学校、幼稚園に対しまして、委託という形で道德教育の推進というものをやるもので、今回、高浜南部幼稚園が指定されたということで実施するものでございます。

消耗品の中身というところでございますけれども、その研修をしたりするのに必要な、例えばテキストですとか、そういったものを購入して、道德教育を深めていくというものでございます。

委員長 ほかに。

問（15） 小学校のG I G Aスクール構想のことでちょっとお伺いしたいと思います。

テレビができたはじめも、あんまりくつついて見ていると、視力が落ちるというようなことをよく言われたんですが、そういう面は大丈夫かということと、それから、ほかの自治体のこういうインターネットの準備はどのようになっているのをお示してください。

答（学校経営） 視力は大丈夫かということでございますが、我々も日常的にスマホ等々を使っていますので、そういう時代が来たということで、視力については、普通に使っていただくと大丈夫だろうと。

他市の状況でございますが、基本的に6月補正で上げていくと、9月になるところもあると一部聞いておりますが、本市はどちらかといいますと、すごく早い状況にあります。

問（15） 今回、一年生から全員ということですので、私は一生懸命勉強したわけじゃないですが、本を読み過ぎて、どうも目が、視力が落ちたんじゃないかと言われてますが、そういう面では本当に低学年から利用するということですので、やっぱり、いくら流れだといっても、気をつけていただきたいと思います。

インターネットの整備については、学校が整備するということなんですが、家庭でのインターネットの整備がそろっていると切り切れなないかと思うんですが、そのあたりは、現状どのように把握してみえるのか、

お示してください。

答（学校経営） 御家庭での、インターネットとか環境ですけれども、本市の場合は、LTE回線といたしまして、直接そのタブレットが携帯電話会社とつながるといった方式をとっていますので、御家庭でも十分に使えるという方式を採用しておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

委員長 ほかに。

問（15） LTE回線ということなんですが、家庭で、そういうふうに使えと、学校でも使えと。

そうだと、費用がどれぐらいなのかわかりませんが、そういう費用についてはどのようになるのか、お示してください。

答（学校経営） LTE回線を使うということですので、LTE回線を使用する費用。

通常ですとWi-Fiを構築する費用がかかりますが、それにかえて、通信回線を利用する費用がかかってくるということですので。

問（15） その費用は、どれぐらいなのかということと、学校でも使っていくわけですから、どれぐらいになるのかということ。

それは、家庭では個人持ちですけども、学校の費用はどうなるのか。

4月3日の臨時会では、このオンラインの指導員の費用というのが入ってたんですが、今回は入っていません。

オンラインが本当に動いてくると、教師の方だけでは無理かと思うんですが、そういう面ではどのように、ふやすのか、どうするのか。そのあたりをお示してください。

答（学校経営） 回線の使用料でございますが、現在、1利用者1カ月当たり500円程度を見込んでいます。

あと、ICT支援員の話でございますが、今ちょうど国のほうから、支援員に対する補助を増額するというふうな、通知が来ておりますので、基本的には、LTE回線の事業者に、研修等々、ICT支援員につながる部分もございまして、研修等々でしっかり力を発揮していただいて、その足らずまいといたしますか、そのところはICT支援員に願ひす

るわけですがけれども、その仕事量等々を見極めながらですね、国の補助に乗っていけるのであれば、9月に補正予算として上げていきたいというふうに考えております。

委員長 ほかに。

問（15） 一年生から全員に、先ほども言いましたが端末を渡すということなんですが、教育現場からは、懸念の声も上がってます。

文部科学省の審議会は、2016年にコンピューターの端末のデジタル教科書について、地域ごとにインターネット環境などが異なることや、健康への不安があることなどから、全面的な導入を拙速に進めることは適当ではないと報告してました。

ですから、注意をして進めていただきたいと思います。

経済産業省は、子供が一斉に教室で授業を受ける、現在の学校教育の仕組みを批判して、同じ教室にいても、端末を使って一人一人が、異なる教科や単元を結ぶことを進むべき方向として示しました。

こんなことだと、人格の完成を目指す学校教育のあり方が根底から壊れてしまいます。

コンピューター端末を使うことが目的化すれば、教師の負担をふやすことにもなりかねないと。

委員長 内藤委員。それは質疑ですか、御意見ですか。

問（15） ですので、教職員をふやすことのほうを重視していただきたいと思います。

この議案について、新型コロナ感染などオンラインで学ぶことも必要になってきますので、賛成しますが、低学年と拙速でない丁寧な授業を進めるよう求めておきます。

委員長 ほかに。

問（2） 32ページ、33ページのアシタのたかはま研究事業、総括でもちょっと聞きましたが、外国人の日本語教室と子育てサロンの事業をされるということで、もう少し詳しく教えていただけますか。

答（総合政策） まず、御質問にありました、初期日本語教育事業ということで、現在予定しているものにつきましては、月3回程度の開催で、

1 回当たり 2 時間程度、予定をしております。

参加者の見込みとしては、当初、1 回当たり 30 人程度を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの関係もあって、少しそこら辺は変動しますが、市内の公共施設、例えば、市役所の会議棟だったりとか、T ポートさんの空きスペースでの開催を考えてございます。

内容としては、外国人に関心の高いテーマを設定した日本語教室として、例えば、地域の防災活動団体と連携した防災のための日本語教室、警察などと連携した防犯のための日本語教室というようなことを計画しております。

次に、多文化子育てサロン事業、こちらにつきましてですが、こちらは月 1 回程度の開催で、1 回当たりは 2 時間程度を予定しております。

市内の、こちらにも公共施設等を活用して、外国人の親子及び日本人親子と一緒に互いの国のことや、家族のことも語り合ったりとかですね、食事や買い物散歩しながらの交流、そういったようなことを現在、計画として持っています。よろしく願いいたします。

問（2） ありがとうございます。

高浜でも、その外国人のための防災活動とか、地震の何か、葭池住宅かでやられていたこともあると思いますけど、やっぱりその地震がない国に住まわれている方たちは、地震という言葉自体からわからなくて、揺れたことが経験しないと、地震がどういうものなのか、わからなかったりするので、そういったのはすごく日本に適した生活環境を、彼らが経験する上ではとても、日本語教育事業、大変有意義なことだと思います。

また、異文化とかその多文化に、興味のある日本人の人も多分たくさんいると思うので、なかなか市内に外国人が多いですって言われてても、なかなか、交流ができなかったりするので、これをきっかけに、地域の人たちとも交流ができるといいなど。吉浜とかでは盆踊りでも他国の踊りをやっているのも存じてはおりますが、やっぱりなかなかそういった機会がないと、積極的に交流しようという気にはなれなかったり、ちょっと恥ずかしかったりするので。

あと、先ほど新型コロナウイルスの影響について、あるみたいな話があり

ましたが、今後のそのような対策はどのように考えているのか。

答（総合政策） 御質問のとおり今回、事業の実施については、三密を防ぐ等々の工夫が必要であると考えてございます。

今回、連携協定を結んでる 트레이ディングケアさんとお話をさせていただいてるんですが、具体策としては、リモートでの日本語教室というような事業実施の形態。あとは、参加人数を少し制限をするというようなことも検討しているというところでございます。

また、特別定額給付金の外国人の受付の事務支援を少しお手伝いさせていただいておったというところも、トレーディングケアさんでございます。

その折にいろいろアンケートや、いろいろ話を聞いている中で新型コロナウイルスの関係情報、そういったものが外国人の方にしっかりと届いてないかもしれないということを非常に感じられておられました。

やはり、日本語がわからない外国籍の方がまだまだたくさん多く、必要な情報が得られてないのかなと考えてございます。

そのため、今回の質問にもありましたが、事業を通じて、そうした市からの情報も、伝えられるような機会になっていくといいなと考えています。よろしくをお願いします。

委員長 ほかに。

問（9） 2カ所、ちょっとお伺いしたいんですけども。

2款1項3目地域内分権推進事業で、総括でもちょっと話が出てたんですけども、まち協のほうで備品の購入ということで、宝くじのほうの、歳入で上がっていますお金を使ってということなんですけども、導入する器具といったものが、どういったものなのかというのと、まち協が五つありますけども、どこのまち協がどういった形でどういったものが必要なのかという部分というのは、どういうふうに、毎回、確認をとっているのかという部分。

それから、10款4項1目ですね。先ほど8番委員さんからも、質問がありましたけども、この道徳の事業自体というものは、どのぐらいの期間行われて、成果とかというのはどこら辺でどうやって、私たちも確認ができるのかということをお教えいただけたらと思います。

答（総合政策） 地域内分権推進事業の部分でございますが、こちら、御質問にもありましたように、コミュニティ助成事業補助金というものを活用させていただいております。

こちらについては、10分の10というような補助金になります。

そちらを、結構毎年、申請をさせていただいて、毎年採択をいただいているようなところで、備品の購入が認められてる数少ない補助金でございます。

今回、整備については、翼まちづくり協議会さんについては、印刷機が老朽化してきたということで、その更新をさせていただく。

高浜まちづくり協議会さんについては、ポスター等が印刷できるような大型インクジェットプリンタ、あとはカラオケシステム。

吉浜まちづくり協議会さんについては、液晶プロジェクターとスクリーン。これは更新というような形になりますが、そういったようなところの備品の購入、更新について、今回は充てさせていただけたらというところで予算計上してございます。

どういうふうに決めているかというところでございますが、毎年、まち協サミットということで事務局長さん、会長、理事長さん集まって、協議、情報共有をする場がございますが、そのときにお話をさせていただきまして、そこで御意見をいただきながら、決定をしているというところになりますので、よろしくお願いたします。

答（こども育成） この道徳教育の部分につきましては、先ほど申しましたように、愛知県からの委託事業ということでございますので、今年度いっぱい、この事業を行っていくということでございます。

ですので、愛知県に対しまして、愛知県のほうが求める報告書なり、そういったものをしていくという形になりますので、結果としては、それが確認できる一つの報告書として、でき上がるものと認識しております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第46号の質疑を打ち切ります。

(9) 議案第48号 令和2年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第48号の質疑を打ち切ります。

(10) 議案第50号 調停の成立について

委員長 質疑を行います。

問(8) 二点、お願いいたします。

先日の総括質疑においてですね、平成30年度の予算に348万円を計上していたということでしたが、昨年の6月議会の福祉文教委員会で、当局は、現在の、あかおにどんの建物の状態でお返しをしたいということを申し上げておりますので、私どものほうで見積もりは特にとってございません。

また、私どもが見積もりでどうのこうのというよりも、今の、あかおにどんの建物の状態でお返しさせていただきたいということを申し上げております。

私どもの弁護士も、昔の瓦工場の状態まで戻すということについては、不当な要求ではないかということで、私どもの見解と同じでございます。と答弁してお見えになります。

今回のですね、調停の内容について、具体的な内容についてお答えください。

もう一点、今回の調停にかかった費用について、お答えください。

答（福祉部） 今回の成立については、具体的な内容ということで、私どもは当初、平成30年度には、内部の間仕切りを取り外すというような、撤去工事を予定しておりました。

そのときの予算が、348万円でございます。それが、今回の調停の解決金の額であります。

それと、今回の弁護士にかかった費用のほうですが、16万2,000円を予算として執行させていただいております。

これは調停に至る費用でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第50号の質疑を打ち切ります。

(11) 議案第51号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第5回）

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第51号の質疑を打ち切ります。

委員長 以上で付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会において自由討議をする案件はありません。

《採 決》

(1) 議案第39号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進

に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第40号 高浜市体育センターの設置及び管理に関する条例の
廃止について

挙手多数により原案可決

- (3) 議案第41号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の
一部改正について

挙手多数により原案可決

- (4) 議案第42号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

- (5) 議案第43号 高浜市児童センターの設置及び管理に関する条例の
一部改正について

挙手全員により原案可決

- (6) 議案第44号 高浜市スポーツ施設の指定管理者の指定の変更につ
いて

挙手全員により原案可決

(7) 議案第45号 事業契約の変更について

挙手全員により原案可決

(8) 議案第46号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第4回）

挙手全員により原案可決

(9) 議案第48号 令和2年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）

挙手全員により原案可決

(10) 議案第50号 調停の成立について

挙手全員により原案可決

(11) 議案第51号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第5回）

挙手全員により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時53分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長